



「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」に対する意見書

東京税理士会会長  
山川 巽 殿

平成 22 年 2 月 15 日

東京青年税理士連盟

会長 坂爪

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3356-2916



平素は当連盟に、深いご理解と多大なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、貴会が意見募集されております日本税理士会連合会の「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」について、当連盟の意見を別紙添付のとおり述べさせていただきます。貴会が日本税理士会連合会に対し意見を具申する際には、是非とも当連盟の意見を取り入れていただきたくお願い申し上げます。

以上

平成 22 年 2 月 15 日

**「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」に対する意見書**

**東京青年税理士連盟**

# 目 次

I 基本的考え方	2
----------	---

## II 意見の内容

税理士の使命	3
電子申告等の送信業務	4
補助税理士制度のあり方	5
報酬ある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し	6
税理士の資格	7
実務修習制度の創設	9
受験資格要件の廃止	10
試験科目の整理	11
研修受講の義務化	12
税務支援のうち税務援助への従事義務	13
税理士証票の更新義務	14
税理士職業賠償責任保険への加入義務	15
財務大臣の総会決議取消権の廃止	16
通知弁護士公示制度と日本税理士会連合会への通知制度創設	17

## I 基本的考え方

平成 13 年の税理士法改正においては、規制改革の流れを受け、主として「修士に対する科目免除の見直し」、「税務訴訟における出廷陳述権」、「税理士法人制度の創設」などの改正が行われた。しかし、法第 1 条使命問題、法第 3 条及び法第 8 条の資格取得制度問題などの積み残しの課題も多く残され、その後に補助税理士問題などの新たな課題も生じてきている。

近年、さらなる規制改革、税務行政の合理化、他士業の試験制度改革、政権交代による今までにない税務行政を含む行政改革など、税理士業界をとりまく環境は急激な変化が起こってきており、今後、税理士業界に与える影響は計り知れないものがある。

このような状況に鑑み、次の税理士法改正においては、真に国民のための税理士制度を目指し、使命の明確化、資格取得制度の公平化を図り、もって、国民に信頼される税理士制度を確立し、国民の利益、安全性に資することが重要である。

### 税理士の使命の明確化

税理士法の改正にあたっては、税理士法において最も重要である法第 1 条の税理士の使命を検討することが必要であり、当然のことと考える。しかしながら、日本税理士会連合会の「税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台」（以下 P T タタキ台という）では全く言及されていない。

現行の法第 1 条の曖昧さを廃し、税理士は、納税者の権利利益を擁護し、納税者の代理人として業務を行うという立場を税理士法上において明確にあらわし、納税者の代理人としての地位を明かにすべきである。また、他の税理士法の条項においても、その理念を念頭において改正を図って行くべきである。

それこそが、来るべき納税者権利憲章の制定とともに、納税者である国民の利益に適うものである。

### 資格取得制度の公平化

税理士の資格は、税理士試験を合格した者のみに与えられるのが公平であり、国家資格としてはそれが当然である。税理士となるべき資質の検証は、税理士試験の合格ということによってのみ担保されるべきであり、それ以外の例外は認めるべきではない。

国家資格である税理士は皆同じ国家試験を合格していると誤認している納税者も多く、試験合格者が半数にも満たない現状は、国民から見ても全く公平な制度となっていない。

今こそ、税理士法制定当初からの既得権益化した資格取得制度は廃し、税理士試験一本化を図り、国民が信頼できる税理士資格取得制度の確立を成すべきである。

## II 意見の内容

### 税理士の使命

#### 【意見】

法第1条において規定されている税理士の使命の条文中の「独立した公正な立場において」を削除し、「納税者の権利を擁護する」という文言を入れるべきである。

#### 【理由】

法第1条では、税理士の使命を定めており、その理念は税理士法全体に及ぶものである。税理士法上で最も尊重されるべき条項とも言える。現行の法第1条は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とされている。

これを改正し、税理士がどのような立場で業務を行っていくかということ誰にでもわかるようにより明確にすべく、「独立した公正な立場において」は削除し、「納税者の権利を擁護する」という文言を入れるべきである。

現行の「独立した公正な立場において」では、税理士は課税庁側にも納税者側にも偏らず、中立的な立場において業務を行うべきであるというような解釈を可能とし、納税者の権利利益を擁護し、納税者の代理人として業務を行う税理士の立場を曖昧なものにしてしまっている。

昨年12月に発表された2010年度税制改正大綱では、「国民主権にふさわしい税制を構築していくために、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして納税者権利憲章を早急に制定します」とされ、近く納税者権利憲章が制定され、納税者の権利意識がより高まることが予測される。よって、法第1条を「納税者の権利を擁護する」と改正することは時代の要請であり、当然なものである。

## 電子申告等の送信業務

### 【意見】

電子申告等の電磁的記録の送信業務は、現行の法第2条第1項に掲げる「税理士業務」のうち「税務代理」に含まれているものと考えられるので、法改正の必要は無い。

### 【理由】

電子申告等の電磁的記録の送信業務については、その性質上電子書類の作成から申告までの一連の業務と一体不可分であるものとする。税務代理は、税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立てにつき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）とされている。

したがって他人の求めに応じて行う電子申告等の電磁的記録の送信業務も税務書類の作成（電磁的記録の作成）にとどまらないものは、税務代理に含まれていると解すべきである。

なお、上記に含まれない（租税に関する法令の規定に基づかない）単純送信作業は、税理士法に規定する税理士の業務における税務代理に含めることには無理がある。

## 補助税理士制度のあり方

### 【意見】

法第 2 条第 3 項に規定する者を補助税理士に限定しないとする P T タタキ台には賛成する。しかし、「専従税理士」なる登録区分を設け、他人の求めに応じることが出来ない税理士を作ることには反対する。

### 【理由】

補助税理士制度の創設趣旨は、従来あいまいであった勤務税理士の業務の明確化をはかるためのものであると思われる。

確かに補助税理士の登録をすることにより、従来の勤務税理士としてのあいまいな立場よりは、補助税理士として税理士業務を行なえることが明確にはなったといえる。

しかし、立場は明確になったといえるものの、それと引換えに、補助税理士として登録した者は、自らが納税者から直接委嘱を受けて税理士業務を行なうことが出来ないということになる。

従来のいわゆる「勤務税理士」と言われた者達の中には、被用者として勤務をする傍ら、将来的な独立を目指して、自らが直接納税者からの委嘱を受け税理士業務を行っていたものも少なくはなかったであろう。このような者達を補助税理士として登録させるということは、従来のような勤務する傍ら将来の独立を目指し、自ら顧客を獲得していく道を塞ぎ、将来を不安なものにさせてしまい、引いては税理士業界の発展を妨げることになりかねない。

雇用する側にとっては、被用者は職務に専念すべきではないかという疑問もあるであろうが、事務所における職務専念の問題については、税理士法ではなく、各事務所の雇用契約により定めるべき問題である。

P T タタキ台での改正要望の範囲では「専従税理士」が従前の「補助税理士」と同様に他人の求めに応じて税理士業務を行うことができなくなっている。税理士法人の社員税理士が他人の求めに応じられないのは競業禁止の観点から容認できるが、そもそも登録区分において他人の求めに応じられない税理士をつくることが税理士制度のあり方としてふさわしいとは考えられない。

したがって、補助税理士の登録区分を廃止し、登録区分は「社員税理士」と「税理士」としたうえで、社員税理士以外の税理士は当然に他人の求めに応じることが出来るとともに、法第 2 条第 3 項により他の税理士の補助者としての業務にも従事することが可能であるよう法改正すべきである。

## 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

### 【意見】

報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直しは必要ない。

### 【理由】

P Tタタキ台では、見直しの理由として公共・公益活動という点を挙げている。

確かに、税理士が公共・公益活動を行う意義は高いと考えるが、納税者の代理人としての立場を明確にすべき税理士が、公職につくことにより、課税権を行使する立場に関わることには慎重を要する。

よって税理士法においては、現行どおり「報酬のある公職については税理士業務を停止する」こととし、各公職について個別に審議検討し現状の基本通達 24 の 2 の改正をもって対処すべきである。

## 税理士の資格

### 【意見】

原則として、税理士試験に合格した者のみが税理士となる資格制度とすべきである。P Tタタキ台にある公認会計士及び弁護士に対する特別研修では、税理士となる資質の担保が図られるとは到底考えられず、その制度が恒久的なものになる可能性もあり、絶対に反対である。よって、以下の通りとする。

#### 1. 公認会計士

公認会計士に対する税理士資格自動付与についての規定は廃止する。一部免除の科目については8条において整理する。

#### 2. 弁護士

弁護士に対する税理士資格自動付与についての規定は廃止する。

#### 3. 税務官公署等行政実務経験者

税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格自動付与についての規定は廃止する。但し、一定の者に対しての一部免除の科目については8条において整理する。

#### 4. 修士学位取得者

修士学位取得者に対する税理士試験科目の一部免除の規定は廃止する。

### 【理由】

税理士の資格取得として、税理士試験制度がある。税理士試験は「税理士となるのに必要な学識及びその応用力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり、税理士試験に合格した者のみに対して、税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。

1. 公認会計士に対する税理士資格の付与については、税理士制度導入期において、一定数の確保を目的とするために行われたが、現在では税理士登録者は相当数に達しており、その役割は既に終わっている。

また、税理士と公認会計士ではその果たすべき使命が異なる。公認会計士は、独占業務である監査証明業務を通して、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することであり、その使命の遂行に当たっては上場会社等の財務情報の信頼性を確保するための高度な専門的能力（資質）が必要とされている。これに対し税理士の使命は、独占業務である税務業務を通して納税義務の適正な実現を図り、もって納税者の権利を擁護することであり、その使命の遂行に当たっては納税者の権利を擁護するため税法及び実務（税務）の専門家としての高度な専門的能力（資質）が必要とされているのである。

つまり、両者は使命の内容も、保護（擁護）する対象も、求められる資質も明らかに

異なっており、ここから、公認会計士試験では、監査及び会計の専門家としての資質の検証はされているが、当然に税理士としての高度な専門的能力（資質）は検証されていないのである。公認会計士試験において、導入された租税法は、あくまで監査を行う上で必要な知識のみの検証であり、出題範囲も極めて限定的なものとなっており、税理士試験における税法との差は歴然としている。

よって、税理士試験では、相互に共通性があり、妥当性もある会計科目は免除とし、税法3科目の合格を要件とする。

2. 弁護士に対する税理士資格の付与については、公認会計士と同様に、税理士制度導入期における一定数の確保の役割は既に終わり、また、税理士と弁護士ではその使命・職責が異なり、当然に税理士としての高度な専門的能力（資質）は検証されていないため、自動的に税理士資格を付与する規定は廃止すべきである。

新司法試験における租税法は、あくまで選択科目の1科目に過ぎず、すべての合格者が受験しているわけではなく、選択したとしても、その内容・出題範囲が、税理士試験における税法と同等のものであるか否かは疑問の生じるところではある。

よって、税理士試験では、会計科目2科目及び税法3科目の合格を要件とする。また、弁護士法第3条第2号の削除も求めていくべきであろう。

3. 税務官公署等行政実務経験者に対する事実上無試験による税理士資格自動付与の規程については削除する。

但し、現行の法第8条第1項第4号（国税に関する法律の立案事務10年以上）、同条同項第6号（地方税に関する法律の立案事務10年以上）については、その行ってきた業務を考えると、それぞれ、国税、地方税に関する科目を免除するという一応の合理性があるとさえなくもない。

その他の同条同項第5号、第7号、第9号については、「前号に規定する事務以外の事務」と規定するのみで、その範囲が不明確であり、税理士の資質と無関係な事務もその範囲に含まれる可能性があることから、税法科目の免除を一切認めるべきではない。

同条同項第8号も道府県民税等の地方税の賦課又はこれら地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して15年以上になったからといって、国税に関する科目を免除する合理的理由が見いだせないので、廃止すべきである。

また、同条同項第10号に規定する税務官公署職員のみが受講できる指定研修終了による会計科目の免除についても、免除に値する合理的理由が認められないものであり、早急に廃止すべきである。

4. 修士学位取得者については、そもそも修士学位を取得するために研究している者に対し、税理士試験科目の一部免除をする合理的理由は全くなく、税理士となりうる能力も担保されているはずもないので、この規定は廃止する。

## 実務修習制度の創設

### 【意見】

実務修習制度の創設に賛成であるが、実務修習制度全体としては実務経験 2 年とのバランスを考慮した制度設計が必要である。

### 【理由】

現状の税理士登録要件である実務経験 2 年は、確かに税理士試験の合格だけでは得ることが出来ない事務手続等を経験する上で有用である。しかし、その経験の内容を精査することが難しく、公平な制度となっていない面がある。その状況を改善していくことも当然であるが、補完するものとして、実務修習所の設置をするべきである。

また、近年の税理士試験合格者の中には、年齢等の理由により税理士事務所等に就職できないことにより、実務経験を積むことが困難な者も見受けられる。これらの者に対して、実務修習所の設置は有効であると考えられる。

設置、運営の主体は日税連とし、修習の内容としては、所得税、法人税、消費税、相続税の複雑でない事案の申告書の作成及び手続事務が行えるようになることはもちろんだが、修習後すぐに開業する可能性もあることから、実地的な演習、たとえば、税理士事務所等において相当程度の期間、実際の実務を学ぶことなども検討すべきである。

## 受験資格要件の廃止

### 【意見】

受験資格要件については、まず税理士試験制度のあり方について十分に検討を行った上で、撤廃又は見直しを行うべきである。

### 【理由】

現在の税理士試験は、国家資格試験の中でも難関の試験であるといわれ、税理士試験に合格する者については当然に基礎的学識が備わっていると考えられ、受験するというスタートの段階で学識等により規制すべきではない、という意見とともに、一定以上の社会常識や教養の有無をはかる基準として受験資格要件は必要であるとの意見もある。しかし、受験資格要件については、税理士試験制度のあり方によって大きく左右されるものであるので、慎重な議論が必要である。

なお、法3条第1項第4号の公認会計士に対する税理士資格の自動付与の規定の削除が無い限り、PTタタキ台にある様な「受験生の大幅な増加」はないと予想される。受験者数の増加を図り、さらに若年層の増加を図るには、受験資格要件の廃止ではなく、様々な抜け道がある現在の税理士の資格取得制度を、税理士試験合格を原則としたものに改めるべきである。

## 試験科目の整理

### 【意見】

申告納税制度を基本とした試験科目の整理には、基本的に賛成である。  
なお、試験科目の整理においては、時代に即した整理を行うべきである。

### 【理由】

現行の試験科目の中には、申告納税で無い科目や現在における税収の割合において明らかに重要性の低い科目も存在する。

これらの科目を整理するとともにその試験内容を検討し、税理士試験を国民に信頼される試験とすべきである。

## 研修受講の義務化

### 【意見】

研修の受講を税理士法において義務化すべきではない。たとえ義務化するにしても会則にとどめるべきである。

### 【理由】

P T タタキ台は、義務化の理由として「現行制度の一層の充実を図り税理士の信頼性を確保するためには、研修の受講を義務化する必要がある」としている。

確かに税理士は、納税者の信頼を確保するため、研修等により資質の維持向上を図るべきである。しかしP T タタキ台は、公認会計士制度が研修の受講を法律において義務化していることを意識するあまり、強制加入団体である税理士会のあるべき姿を見失っている。現在、法第 39 条の 2 において研修受講の努力義務を課し、さらに法第 49 条の 2 第 2 項第 6 号において研修に関する規定を会則の絶対的記載事項としており、これ以上法律において規定すべきではない。

税理士会は、さらに研修制度の充実を図り、会員に資質の維持向上の機会を与え、会員が各々の状況により、研修の受講を含めて、資質の維持向上を図るべきである。

## 税務支援のうち税務援助への従事義務

### 【意見】

税務援助への従事を法律において義務化すべきではない。

### 【理由】

PTタタキ台は、義務化の理由として「法第52条を受けて規定された法第49条の2第2項第9号の趣旨から、会員に税務支援のうち税務援助への従事を義務化する」としている。

確かに、税理士の社会的責務を考えれば、経済的理由により税理士に委嘱することが難しい者に対して、税理士および税理士会が援助をすべきである。

しかし、現在の税務支援は税務援助と税務指導からなっているが、法律において義務化している税務援助とそれ以外の税務指導との区別は曖昧であると言わざるを得ない。

また、各地域の税理士会の実情は、税務援助に対する需要と供給のバランスが異なっており、法律により従事義務を規定することには無理がある。

さらに、本来の税務援助は、税理士が自発的に行うべきものであり、税理士会が自主運営により税務援助事業を行うべきである。

## 税理士証票の更新義務

### 【意見】

証票の更新制度を創設するならば、日本税理士会連合会会則において実施すべきであり、法律において規定するべきではない。

### 【理由】

PTタタキ台は、証票更新制度創設の理由として「国民・納税者に信頼され、不測の損害を与えないため、証票が一見して本人を識別できるものでなければならない」としている。

しかし、納税者が税理士に証票の提示を求めたり、その証票の写真が古いことにより納税者に不足の損害を与えることは考えづらい。

税理士証票の交付等については、法第22条第3項等により定められている範囲で充分であるが、写真を更新することにより、身分確認を、よりわかりやすくするのであれば、会費納入義務等の一定の会則遵守義務の履行を要件とし税理士証票を更新することについては、検討することも考えられる。

## 税理士職業賠償責任保険への加入義務

### 【意見】

税理士職業賠償責任保険の加入義務化規定の創設には基本的に賛成する。

### 【理由】

賠償責任保険は、納税者保護並びに税理士という職業への最低限の信頼性確保の観点から加入を義務化すべきである。

なお、強制保険と任意保険の二階建てとする案については賛成するが、強制保険と任意保険の補償額等について目標とする数値を示すべきである。

また、現在の保険制度においても、その保険内容などについてわかりづらい面が多くあるので、強制加入とするならば、保険の適用事案も含めた保険制度のあり方について、深く検討することが必要である。

## 財務大臣の総会決議取消権の廃止

### 【意見】

財務大臣の税理士会及び日本税理士会連合会の総会決議取消権の廃止に賛成である。

また、税理士法に規定する『日本税理士会連合会』を『日本税理士連合会』とする自治組織に改組し、これに伴う懲戒等についての規定の整備を図る必要がある。

### 【理由】

税理士及びその職業団体が自主独立の民主的団体であるときには、当然にして、組織内部における自治権及び懲戒権を有していなければならない。また、懲戒権は、強制入会制を要求する。すなわち、自治権や懲戒権は、加入や脱退が自由である任意団体においては、全く問題とはならない。これらを要求するのは、その職業と密接に結びついた強制加入の職業団体のゆえである。

税理士の使命が納税者の代理人であるからには、税務行政の補助機関であったり、また行政機関の管理監督に服すのは双方代理に等しい自己矛盾であるといえる。税理士及びその職業団体が、行政機関から独立した自主的、民主的、かつ自治的でなければ、納税者国民の信頼を得ることは出来ない。よって、財務大臣の税理士会及び日本税理士会連合会の総会決議取消権は廃止すべきである。

なお、自治権と懲戒権とを併せ持ちながらも独善的とならないためには、司法的役割を担う綱紀委員会及び懲戒委員会が独立した公正なものでなければならない。これらに第三者的立場を保証するために、行政機関の介入を防ぎながらも税理士の構成を少数にとどめなければならない。これによって、納税者、国民の信頼を得ることが出来る。

## 通知弁護士公示制度と日本税理士会連合会への通知制度創設

### 【意見】

通知弁護士の公示制度と日本税理士会連合会への通知制度の創設については、現行法上やむを得ず賛成する。

### 【理由】

法第3条1項3号において、弁護士の税理士資格の自動付与が与えられ、さらに弁護士法は第3条2項において、「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。」としている。その中で法第51条において、弁護士及び弁護士法人は、国税局長に通知することにより税理士業務を行うことができることとなっている。

しかし、「税理士の資格」についての意見でも述べたように、弁護士と税理士はその根本から資格として異なることは明白であり、それゆえ弁護士が税理士としてその業務を行うためには、弁護士であっても税理士試験を受験・合格し、税理士登録をして税理士会に入会すべきである。

そのためには、法第3条第1項第3号ならびに弁護士法第3条第2項の削除を求めるべきであるが、これらの改正が行われるまでの間、既に存置する通知弁護士制度について、PTタタキ台の示す改正を行うことは必要であると考えます。